

# 尾見文化財保存基金（古民家保存再生助成金）募集要項

2025年2月吉日

公益財団法人公益推進協会

## 目的

この基金は、茨城県筑西市に現存する希少な古民家を保護するために設立されました。日本の過疎化が進む地域では、文化財として保護すべき古民家が失われつつある現状から、地域の歴史が感じられる地域資源を後世に残すことを目的とし、古民家の風化を食い止め、地域活性化の拠点となるような活動を支援します。

## 助成額

1件あたり **750万円以内**

## 助成件数

**1件程度**

## 募集期間

**2025年02月21日～2025年3月14日（メール申請・17:00締切）**

## 助成対象

### （1）助成対象団体

茨城県筑西市内で古民家を後世に残すことを目的とした、比較的規模の小さな非営利法人  
但し、設立から1年以上の活動実績があることとします。

### （2）助成対象活動

建物、庭園の維持管理や古民家体験の場の提供、地域資源の活用と地域活性化のための活動

### （3）助成対象期間

2024年8月1日から2025年12月31日まで

### （4）助成対象経費

古民家の維持管理や有効活用に必要な経費を対象とします。

※法人の維持管理に必要な管理費や助成事業活動に従事する職員の人件費などは対象外とします。

## 応募方法

応募書類一式を下記記載の当財団のメールアドレス宛に送付してください。

### ① 助成申請書

※当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードしてください。

### ② 前年度（2023年）の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書

### ③ 見積書の写し ※見積書がない場合は、申請金額の算出根拠を示したものを添付してください。

#### ④ 【任意提出】企画書

※②の書類は団体で承認済の最新版を提出してください。

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

#### □選考方法及び通知

##### (1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。

なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

##### (2) 結果通知

2025年3月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書またはメールで通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

#### □助成金の給付

助成決定者には、2025年3月に指定先口座（助成申請時に登録）に振り込みます。

#### □助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）には、「**公益財団法人公益推進協会 尾身文化財保存基金による助成事業**」であることを**必ず明記**してください
- ・助成金を受給した場合は、**申請の予定通り事業を遂行**してください。
- ・助成対象事業の完了後、**1ヶ月以内**に下記書類を Google フォームにてご提出してください。
  - (1) **助成事業報告書（指定書式）**
  - (2) **助成事業収支報告書（指定書式）** ※支払先や支払金額が明記された**領収証の写しを必ず添付**
- ・受給した助成金は、**善良なる管理者の注意**をもって管理し、**申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。**
- ・適正な助成金交付事業執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■**やむを得ず**以下の事情が生じた場合は、**必ず当財団の事前承認を得てください。**

- ・助成対象事業の内容を**変更**するとき
- ・助成対象事業を**中止**する場合や**重複しての受給**となることが判明したとき
- ・**助成実施期間の延長**を希望する場合

#### □助成金の交付決定の取り消し及び返還

**助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還**をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき

- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

**助成に対する応募・問い合わせ先**

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2階

公益財団法人公益推進協会 尾見文化財保存基金 担当

TEL 03-5425-4201 問い合わせ対応時間：平日10：00～17：00

E-mail：info@kosuikyo.com （件名は「【応募・問合せ】尾見文化財保存基金\_団体名」としてください）

